

「スポーツ文化ツーリズムアワード選考等事業」実施業務
委託実施要項

文化庁次長決定
平成29年7月31日

1. 趣旨

2020年（平成32年）に、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が控える中、文化庁は、スポーツ庁及び観光庁とともに、各地域のスポーツイベントと文化芸術資源を結び付け、世界に誇れる新たな観光資源を生み出すなど、新しい地域ブランドや日本ブランドを創出し、観光振興・地域振興を推進すること（スポーツ文化ツーリズム）を目的として、平成29年3月、3庁で包括的連携協定を締結した。

平成28年度からは「スポーツ文化ツーリズムアワード」と題して、文化芸術の持つ創造性を生かしたまちづくりを行うスポーツ文化ツーリズムを全国から公募し、優秀な取組の発表・表彰等を行っている。

本事業においては、上記の取組を更に推進していくため、受賞団体の取組における課題に応じたフォローアップ等を行うことで、地方創生に繋げていくことを目的としている。

2. 委託業務の内容

スポーツ文化ツーリズムアワード選考等事業実施業務を実施するに当たり、以下の業務を委託する。

（1）審査選考会の準備及び運営

（2）受賞取組のブラッシュアップに係るフォローアップの実施

（3）権利処理

（4）業務成果報告書の作成

上記（1）（2）（3）の実施内容・結果を総括する報告書（業務成果報告書）を作成する。

（5）その他の事業に必要な業務

3. 業務の委託先

委託先は、次の要件のいずれかを満たす団体（以下「法人等」という。）とする。

（1）法人格を有する団体

（2）法人格を有しないが、以下の要件をすべて満たしている団体

ア 定款、寄付行為又はこれらに類する規約等を有すること

イ 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること

ウ 自ら経理し、監査するなどの会計組織を有すること

エ 団体の活動の本拠としての事務所を有すること

4. 委託期間

委託期間は、委託を受けた日から文化庁が別に定める日までとする。

5. 委託手続

- (1) 業務の委託を受けようとする法人等は、別に定めるところによる業務計画書等を文化庁に提出すること。
- (2) 文化庁は、上記により提出された業務計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、法人等に対し業務を委託する。
- (3) 文化庁は、上記(2)の決定に当たっては、別に定めるところによりあらかじめ学識経験者の意見を聴くものとする。
- (4) 文化庁は、本業務の実施のために必要な条件を付すことができる。

6. 委託経費

- (1) 文化庁は、予算の範囲内で事業に要する経費（賃金、諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、保険料、消費税相当額、再委託費、一般管理費）を委託費として支出する。
- (2) 文化庁は、委託を受けた法人等が契約の定めに違反したとき、実施に当たり不正もしくは不当な行為をしたとき、又は委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の返還を命じることができる。
- (3) 委託経費の支払は、原則として精算払いとする。ただし文化庁が必要と認めた場合に限り、全部又は一部を概算払いすることができる。

7. 業務完了（廃止）の報告

法人等は、業務が完了したとき（契約を解除したときを含む）は、文化庁の定める様式により委託業務完了（廃止）報告書を作成し、完了又は廃止の承認の日から30日以内又は当該年度末日のいずれか早い日までに、文化庁に提出しなければならない。

8. 委託費の額の確定

- (1) 文化庁は、上記7により提出された委託業務完了（廃止）報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、法人等へ通知するものとする。
- (2) 上記(1)の確定額は、業務に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

9. その他

- (1) 文化庁は、法人等における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文化庁は、委託業務の実施に当たり、法人等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運用を図るため協力する。
- (3) 文化庁は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について実態調査を

行うことができる。

- (4) 法人等は、文化庁長官官房政策課、スポーツ庁参事官（地域振興担当）、観光庁観光地域振興部観光資源課と連携し事業を実施するものとする。
- (5) 法人等は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (6) この要項に定めるもののほか、本委託業務の実施に当たり必要な事項については別に定める。